

議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和3年11月24日(水) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1 番 佐藤 周 君 2 番 長 沢 正 君

3 番 四 宮 和 彦 君 4 番 青 木 敬 博 君

5 番 中 島 弘 道 君 6 番 浅 田 良 弘 君

○出席議員 6名

議 長 宮 崎 雅 薫 君 副議長 大 川 勝 弘 君

議 員 仲 田 佳 正 君 議 員 鈴 木 絢 子 君

〃 杉 本 憲 也 君 〃 篠 原 峰 子 君

○オブザーバー 2名

議 員 石 島 茂 雄 君 議 員 重 岡 秀 子 君

○出席議会事務局職員 5名

局 長 富 士 一 成 局長補佐 森 田 洋 一

係 長 鈴 木 綾 子 主 事 福 王 雅 士

主 事 野 田 昌 伸

○会議に付した事件

1 市議会12月定例会の運営について

- (1) 特別委員会中間報告について
- (2) 議案の付託、即決について
- (3) 人事案の取扱いについて
- (4) 請願、陳情の取扱いについて
- (5) 一般質問について
- (6) 前副議長に感謝状の贈呈について
- (7) 会期及び日程について
- (8) その他

2 意見書について

3 その他

- (1) 令和3年度議会費12月補正予算について
- (2) 伊東市議会新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルについて

(3) その他

○会議の経過概要

○委員長（青木敬博君）開会する。

○委員長（青木敬博君）日程第1、市議会12月定例会の運営についてを議題とする。

(1) 特別委員会中間報告についてから(8) その他まで、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）順次、説明をさせていただく。

(1) 特別委員会中間報告についてである。前定例会以降に開催された新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の中間報告を本会議初日にお願ひする。

次に、(2) 議案の付託、即決についてである。資料の1ページから3ページまでをご参照願ひう。当局提出案件について、代表者会議では条例3件と説明させていただいたが、その際に説明した、国保加入者への新型コロナウイルス感染症の感染に対する傷病手当金支給に関する期間延長の条例改正案が、22日の告示時には正式に条例案として提出されたため、今定例会への提出案件は条例4件、単行議案5件、補正予算4件、人事案2件の合計15件となる。それぞれの提出議案について、その概略を説明する。

まず、市議第21号 押印の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例である。本市の条例における押印を必要とする規定について、市民等の負担を軽減し、利便性の向上等を図るため、その見直し等を行ったことに伴う改正で、伊東市職員のサービスの宣誓に関する条例、伊東市固定資産評価審査委員会条例、伊東市精神障害者医療費助成条例及び伊東市火入れに関する条例の4条例について押印の廃止や用語の整理など所要の改正を行うもので、公布の日から施行となる。常任総務委員会への付託をお願ひする。

次に、市議第22号 伊東市手数料徴収条例の一部を改正する条例である。住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い改正するもので、添付書類がある場合の申請区分や、共同住宅に係る認定申請手数料について改めるとともに、手数料の額については静岡県基準に準じた改正を行うもので、令和4年2月20日から施行となる。常任観光建設委員会への付託をお願ひする。

次に、市議第23号 伊東市国民健康保険条例の一部を改正する条例である。健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、出産育児一時金の支給額が改められたことなどに伴い改正するもので、出産育児一時金の支給額を40万4,000円から40万8,000円に改めるとともに、引用条項の整理を行うものである。令和4年1月1日から施行となるが、保健事業に関する改正規定については公布の日からの施行となる。なお、経過措置として、改正

後の出産育児一時金の金額についての規定は、本条例の施行日以後の出産について適用するものとし、同日前までの出産については、なお従前の例によるものとなる。常任総務委員会への付託をお願いする。

条例の最後は、市議第24号 伊東市新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例である。新型コロナウイルス感染症に感染した国保加入の被用者に対して支給する傷病手当金の支給対象適用の終期を、国の財政支援の延長に合わせ、令和3年12月31日から令和4年3月31日に延長するもので、公布の日からの施行となる。常任総務委員会への付託をお願いする。

続いて、単行議案5件である。まず、市議第25号 伊東市健康福祉センター（健康福祉施設）及び桜木デイサービスセンターの指定管理者の指定について及び市議第26号 伊東市介護予防拠点施設の指定管理者の指定についてである。伊東市健康福祉センター及び桜木デイサービスセンターについては、伊東市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の特例による指定で、伊東市介護予防拠点施設については公募による指定であり、どちらも社会福祉法人伊東市社会福祉協議会を指定し、指定管理の期間は令和4年度から令和8年度までの5年間である。なお、本案2件の予算措置については、一般会計補正予算（第5号）で、債務負担行為の設定がされていることから、本会議では債務負担行為の設定を含む補正予算の付託後に1件ずつ上程し、それぞれ説明から質疑までにとどめ、最終本会議において、これら債務負担行為の設定をする補正予算の決定をいただいた後に、それぞれ討論、採決を行う扱いとさせていただく。

続いて、市議第27号 市営住宅明渡し等請求に係る訴えの提起について及び市議第28号 市営住宅明渡し等請求に係る訴えの提起について、以上2件については、市営住宅の家賃を相当期間滞納している者について、市営住宅の明渡し並びに未納家賃及び損害賠償金の支払いを求める訴訟を提起するもので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものである。

また、市議第29号 和解については、著作者人格権に基づく侵害停止等請求事件に関し、裁判所が和解を勧告したことから、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定より議会の議決を求めるものである。なお、本案件については、本日の新聞報道等に掲載があったが、現段階では、議案審議の日の上程することとして進めていく。まだ裁判所のほうから特段の連絡は来ていないということであり、今後、議案を取り下げるのか、そのまま進めるのか流動的などころではあるが、現段階ではこのような説明とさせていただく。

以上の単行議案3件については、これまでの例に倣い、即決でお願いしたいと存ずる。

次に、補正予算4件である。まず、市議第30号 令和3年度伊東市一般会計補正予算（第

5号)である。補正予算の規模は、13億1,027万5,000円の追加で、補正後の額を295億2,421万1,000円とするものである。本補正予算は、各種事務事業の整理に加え、不足が見込まれる自立支援給付費などの扶助費や、新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種に係る経費の追加などのほか、競輪事業収益金を活用した、教育施設の改修や修繕などに係る経費を計上するとともに、歳入においては、新型コロナウイルス感染症に係る特例措置による減免額が見込みを下回ったことなどにより固定資産税・都市計画税の増額などを行うものである。

主な補正内容は、歳出の総務費では、市有財産管理事業において市民生活の安全と市有財産の適正な管理のため、公共施設の出入口を中心に防犯カメラを設置する経費を追加する。民生費では、生活困窮者自立支援事業において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により申請件数が増加した住宅確保給付金の増額及び新たに実施される生活困窮者自立支援金の追加を、障害者自立支援事業において、利用者数の増加等に伴う自立支援給付費等扶助費の増額を、介護予防・生きがい活動支援事業において、国県補助金を受け入れて市内グループホームが実施する、防災対策及び感染症対策に対する補助金の追加を、市立保育園管理運営事業において、会計年度任用職員に係る経費の整理や老朽化が著しい施設改修等に係る経費の追加を行うものである。

衛生費では、新型コロナウイルス感染症予防対策事業において、これまでに実施したワクチン接種に係る経費を整理するとともに、実施が見込まれている3回目接種に係る経費の追加や、焼却炉整備事業において、故障した焼却炉冷却水くみ上げポンプの緊急修繕工事経費の追加を行い、観光商工費では、シティプロモーション推進事業において、観光庁の補助金10分の10を活用して実施する域内連携事業に係る経費の追加や、申請件数の増加に伴う映像作品撮影事業費補助金の増額を行う。

教育費では、小学校管理事業及び中学校管理事業において、会計年度任用職員に係る経費の整理や、感染症対策に係る消耗品及び備品の購入経費の増額などのほか、八幡野小校舎修繕経費の追加を、小学校統合環境整備事業において、令和5年4月の3校統合に向けて実施する東小学校校舎改修等に係る経費の追加を、学校施設改修等事業において、老朽化が著しく優先度が高い校舎等の改修に係る経費の追加を、市立幼稚園管理事業において、会計年度任用職員に係る経費の整理のほか、老朽化が著しく優先度が高い施設等の改修に係る経費の追加を、市民運動場人工芝生化事業において、事業実施に伴い整備する外野用パネル等備品購入費の増額を行う。また、歳出各款にわたっての人事異動などに伴う人件費や会計年度任用職員に係る経費の整理のほか、減債基金、公共施設総合管理基金及び文化施設整備基金への積立ても行う。

歳入については、固定資産税・都市計画税のコロナ特例による減免額が見込みを下回ったことにより固定資産税・都市計画税を増額するとともに、増額に伴い、新型コロナウイルス感染

症対策地方税減収補填特別交付金を減額するもので、また補正する事業に見合った国県支出金、交付金額が確定した地方特例交付金及び普通交付税の増額や、収益の増加が見込まれる競輪事業収入の増額のほか、財政調整基金からの繰入金については減額するものである。なお、3件の公の施設の指定管理委託料のほか、市営住宅明渡し等請求に係る訴訟業務委託料について、債務負担行為を設定することとしている。

本会議における質疑については4つに区分し、1つ目として歳出第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費及び第4款衛生費の4款、2つ目として第6款農林水産業費、第7款観光商工費及び第8款土木費の3款、3つ目として第9款消防費、第10款教育費及び第14款予備費の3款、4つ目として歳入全般、債務負担行為の補正、地方債の補正及び繰越明許費の以上4つに区分して質疑を行い、各所管常任委員会へ分割付託とさせていただく。

次に、市議第31号 令和3年度伊東市競輪事業特別会計補正予算（第2号）である。補正予算の規模は、70億円の追加で、補正後の予算規模を246億4,350万3,000円とするものである。主な補正内容は、歳入において車券の売上げが好調に推移し、当初の見込みを上回ることから車券売上金の増額や、歳出においては、車券売上金の増額に見合う場外車券売上手数料や勝者投票払戻金などを追加するとともに、一般会計への繰り出しと競輪施設改善基金への積立金の増額やJKAへの交付金などを追加するものである。常任観光建設委員会への付託をお願いする。

次に、市議第32号 令和3年度伊東市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）である。補正予算の規模は4億6,141万5,000円の追加で、補正後の予算規模を88億8,941万5,000円とするものである。主な補正内容は、歳出において、不足が見込まれる各種介護サービス給付費の増額や、事業費確定に伴う国県支出金返還金の計上などが主なものであり、歳入においては、給付費の増額に見合う国県支出金や、令和2年度決算確定に伴う繰越金のほか、一般会計繰入金を増額するものである。常任福祉文教委員会への付託をお願いする。

次に、市議第33号 令和3年度伊東市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）である。補正予算の規模は3,151万円の追加で、補正後の予算規模を22億851万円とするものである。補正の内容は、歳出において、広域連合に対する保険料負担金の追加などが主なものであり、歳入では、広域連合からの返納金の受入れに伴う一般会計繰入金の減額や、令和2年度決算確定に伴う繰越金のほか、療養給付費の精算に伴う広域連合からの返納金の計上などが主なものである。常任総務委員会への付託をお願いする。

続いて、(3) 人事案の取扱いについてである。資料4ページをご参照願う。まず、市選第3号 固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてである。令和3年12月25日に任期満了となる固定資産評価審査委員会委員鬼頭幸一氏の後任者の選任の同意を求めるものである。

11月30日（火）から12月15日（水）までの16日間の提案である。日を追って説明する。11月30日（火）に開会し、会期の決定、前副議長に感謝状の贈呈についての議決、特別委員会中間報告の後、一般質問に入る。翌日の12月1日（水）は一般質問の第2日目、2日（木）は一般質問の第3日目、3日（金）は議案審議をお願いする。4日（土）及び5日（日）は休会、6日（月）は、常任観光建設委員会を第2委員会室、常任福祉文教委員会を第1委員会室にて、それぞれ午前10時からの同時開催を、7日（火）は、常任総務委員会を第2委員会室にて午前10時からお願いし、8日（水）、9日（木）及び10日（金）は本会議なし、11日（土）及び12日（日）は休会、13日（月）は本会議なし、14日（火）に議会運営委員会、15日（水）を最終本会議とし、委員会付託案件の審査報告、決定及び指定管理の単行議案2件の討論からの決定、人事案2件の決定などをお願いいたしたいと存ずる。

次に、(8) その他であるが、まず、新型コロナウイルス感染症への対応については、これまで通り、議場の扉を開放、登壇時以外のマスク着用での運用とするのでご了承願う。

次に、第22回静岡県市町対抗駅伝競走大会伊東市代表選手団の出発式についてである。第4日目の12月3日（金）、12時30分から市役所1階市民ロビーにおいて、伊東市代表選手団の出発式が執り行われるのでご案内させていただく。

以上が、市議会12月定例会の運営についてである。よろしくご協議のほどお願いする。

○**委員長**（青木敬博君）まず、(1) 特別委員会中間報告について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

特別委員会中間報告については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 議案の付託、即決について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

○**3番**（四宮和彦君）確認であるが、市議第25号、26号の指定管理者の指定については、質疑のみで終わり、最終日に決定ということで委員会への付託はないということでよいのか。

○**事務局長**（富士一成君）おっしゃるとおり、委員会への付託はない。

○**3番**（四宮和彦君）もう一点であるが、和解についてのことであるが、少なくとも本日の新聞記事を見る限りでは、相手側はこの内容では和解には応じられないと言っているわけであるので、そうなると、現在、議案として提出されている和解文そのままでは恐らく議決ができないと思う。そうであると、今後の流れとして、例えば和解をするのだということであれば、相手側が申し出てくる和解案を本市側がのむかどうかということになり、そうなると文案の修正が

入るということになってくると思う。それがどのタイミングでという話になり、いずれにしてもこの会期中に、取下げ、再上程という作業がない限りは審議のしようがないということになる。この辺のところを、いつまでのタイミングでというのを見極めながらという話になるのだと思うが、議案審議の日に議案の説明がされるのであるから、スケジュール的にその辺のところをもう少し当局側にはしっかりとしていただく必要があるのではと思うが、その辺はいかがか。

○委員長（青木敬博君） 暫時休憩する。

午前 10 時 27 分休憩

午前 10 時 31 分再開

○委員長（青木敬博君） 再開する。

ほかに質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君） 質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

議案の付託、即決については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君） ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) 人事案の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君） 質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

人事案の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君） ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(4) 請願、陳情の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君） 質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

請願、陳情の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君） ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(5) 一般質問について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君） 質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

それでは、恐れ入るが、各会派における一般質問の実施者数を順次お知らせ願う。

- 1 番（佐藤 周君） 1 人。
- 2 番（長沢 正君） 3 人。
- 3 番（四宮和彦君） 3 人。
- 5 番（中島弘道君） 2 人。
- 6 番（浅田良弘君） 2 人。
- 委員長（青木敬博君） なお、あらかじめ議長において、内々、日本共産党及び会派に所属していない議員に確認をさせていただいたところ、日本共産党の 1 人と、会派に所属していない議員が実施されるとのことであるので、ただいま伺った各会派の実施人数と合わせ、発言者の人数については、最大 13 人ということで調整し、決定させていただく。これにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（青木敬博君） ご異議なしと認め、さよう決定した。
発言の順序について、事務局長から説明いたさせる。
- 事務局長（富士一成君） 発言順序を申し上げる。一般質問第 1 日目、11 月 30 日（火） 1 番目正風クラブ、2 番目自民・伊東新時代。、3 番目公明党、4 番目清和会、5 番目無党派 颯。第 2 日目、12 月 1 日（水） 1 番目自民・伊東新時代。 2 人目、2 番目公明党 2 人目、3 番目清和会 2 人目、4 番目日本共産党、5 番目公明党 3 人目、第 3 日目、12 月 2 日（木） 1 番目清和会 3 人目、2 番目無党派 颯 2 人目、3 番目会派に所属していない議員である。以上である。
- 委員長（青木敬博君） 一般質問については、1 人 50 分以内、関連質問なしで実施する。また、質問の順序についても、説明のとおりお願いする。以上のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（青木敬博君） ご異議なしと認め、さよう決定した。
なお、通告期限については、申合せに基づき、明日、11 月 25 日（木）の正午までとしているのでご留意願う。また、通告期限にかかわらず、できる限り早目に提出いただくようご協力をお願いする。

次に、(6) 前副議長に感謝状の贈呈について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（青木敬博君） 質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。
前副議長に感謝状の贈呈については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（青木敬博君） ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(7) 会期及び日程について質疑、意見を伺う。発言を許す。

○3番（四宮和彦君）念のための確認であるが、一般質問の人数が、代表者会議の際に確認した人数より1人減り、3日目が4人から3人になっているが、それを受けて日程的には、例えば議案審議を一般質問の終了後にもってくるという可能性はあるのか。

○事務局長（富士一成君）考え方として、午前中で一般質問が終了した場合は、午後に議案審議をもってきて日程を詰めるということはあるが、今回は13人ということで、3日目が午後2時までの実施となるので、ここでの提案としては、議案審議を翌日とした日程を提案させていただく。

○委員長（青木敬博君）ほかに質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

会期及び日程については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(8) その他での、新型コロナウイルス感染症への対応及び第22回静岡縣市町対抗駅伝競走大会伊東市代表選手団出発式については、事務局長からの説明のとおり、ご承知おき願う。

そのほかに、12月定例会の運営について、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

○6番（浅田良弘君）聞き漏らしていたら申し訳ない。駅伝の出発式の時間は何時であるのか。

○事務局長（富士一成君）12時半から行う予定である。

○委員長（青木敬博君）ほかに質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で、日程第1、市議会12月定例会の運営についてを終了する。

○委員長（青木敬博君）日程第2、意見書についてを議題とする。今定例会に提起された意見書案は1件である。○○○○○○○○○○○○○氏から持参により提出された意見書の提出を求める陳情について、事務局長から説明いたさせる。資料は8ページ及び9ページになる。

○事務局長（富士一成君）資料8ページ及び9ページを参照願う。先ほども申し上げたが、11月18日（木）に持参により、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○氏から、適格請求書等保全方式「インボイス制度」の実施中止を求める意見書提出を求める陳情書が議長に対

し提出され、受理している。意見書採択を求める陳情については、会派提起の意見書案と同様に、議会運営委員会でご協議いただくことになっている。なお、案文の修正等については、あらかじめ陳情者の承諾を得ていることを申し添えさせていただく。事務局職員による、意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただくので、よろしくご審議のほどお願いする。

〔事務局職員 意見書案朗読〕

- 委員長（青木敬博君）提起された意見書案の取扱いについては、最終本会議前日の本委員会において、協議、決定することとなるが、今後の協議、調整に資するため、各会派及び会派に所属していない議員から、順次、ご意見を伺う。
- 1番（佐藤 周君）いろいろな方から説明等を受けたりしたが、まだ会派内の意見がまとまっていない状況である。
- 2番（長沢 正君）我が会派も調整中である。
- 3番（四宮和彦君）我が会派も同様に、まだ意見はまとまっていない。
- 5番（中島弘道君）現在、意見調整中である。
- 6番（浅田良弘君）同じく意見調整中である。
- オブザーバー（重岡秀子君）調整中であるが、少し勉強する必要もある。
- オブザーバー（石島茂雄君）苦しい中小事業者がこの制度により、力関係や価格に消費税分を上乗せするなど相応な打撃を受け、本市では廃業などに追い込まれる業者がかなり出てくる可能性があるということで、この意見書には私は賛成である。
- 委員長（青木敬博君）ただいま伺ったところ、各会派及び会派に所属していない議員全員から賛同を得るまでには至っていない。したがって、意見書の提出を求める陳情については、私、委員長において各会派及び会派に所属していない議員との調整を進めるとともに、最終本会議前日の本委員会において、改めて全会一致に向けた調整を行い、その取扱いについて、協議、決定することとする。

以上で、日程第2、意見書についてを終了する。

-
- 委員長（青木敬博君）日程第3、その他を議題とする。

(1) 令和3年度議会費12月補正予算についてから(3) その他まで、事務局長から説明いたさせる。

- 事務局長（富士一成君）3 その他について申し上げます。

まず、(1) 令和3年度議会費12月補正予算について説明する。資料の10ページをご参照願う。12月定例会にお願いする議会費補正額は、26万円を追加し、補正後の予算規模を2億1,165万7,000円とするものである。今回の補正は、4月の人事異動に伴う事務局

職員の人件費関係の整理を行うものである。

次に、(2) 伊東市議会新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルについてである。資料は 11 ページから 13 ページまでをご参照願う。9 月いっぱいをもち、静岡県下全域を対象に発令されていた緊急事態宣言が解除されことに伴い、緊急事態宣言下で厳しく規定していた、伊東市議会新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルについて、特別委員会での協議を経て、宣言前の基準とすることと決定した。既に議長の判断の下、10 月 14 日から運用を開始しているところではあるが、改めて議会運営委員会での決定をいただくものである。

最後に、(3) その他であるが、事務局からは特になし。以上である。

- 委員長（青木敬博君）まず、(1) 令和 3 年度議会費 12 月補正予算について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

令和 3 年度議会費 12 月補正予算についてを終了する。

次に、(2) 伊東市議会新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

伊東市議会新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) その他について、事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で日程第 3、その他を終了する。

-
- 委員長（青木敬博君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

-
- 閉会日時 令和 3 年 11 月 24 日（水）午前 10 時 46 分（会議時間 42 分）

以上の記録を認める。

令和3年11月24日

委員長 青木敬博